

# 「学校司書」制度化(案)討議資料

日本高等学校教職員組合  
学校図書館職員部

「学校司書」制度化(案)について、全国学校図書館職員学習交流集会(08.7.26~28:横浜市)で討議したなかで出された疑問や意見に対し、常任委員会の見解をまとめました。各道府県の学校図書館職員部(司書部)での討議の参考にしてください。

## 1. 職名「学校司書」について

### ① 「教諭がつく職名がよい。例えば、『学校司書教諭』(意見)

従来の「専任司書教諭」は現行法の司書教諭の専任化と混同されるという誤認があり、今回その名称を用いるのをやめることを提起しています。例示のあった「学校司書教諭」も現行法司書教諭との区別が難しいのではないのでしょうか。

また、全国S L A・文部科学省では現行法の司書教諭を「学校図書館司書教諭」とも表記しています。いずれも、多くの教職員、生徒、保護者、市民にとって紛らわしいと思えますが、どうでしょうか。

職名が確定するのは具体的に法制化される段になりますが、当面はよく用いられている職名＝「学校司書」で法制化運動をすすめたいと考えています。

### ② 「職名に『教諭』がつかないと教育職2級とはならないのでは？」

役員会で論議した際にも危惧される点としてあがりました。法制化の段階で、学校司書の職務内容や現行法司書教諭との関連で、職名や職の位置づけが確定されることとなります。

法制化の優先順は、①「専任・専門・正規の学校図書館職員」②教育職です。「学校司書」はあくまで、従来の「専任司書教諭」制度案と「現行法司書教諭の専任化」の混同を避けるため次善の策として選択した仮職名です。職名はよりの確なものがあれば、その時点で変更することもありえます。

## 2. 職の位置づけについて

### ① 「行政職がよい。」(意見)

学校司書の職務実態は、【資料の選定・資料の組織化、利用オリエンテーション、利用指導、読書相談、レファレンス、広報、展示、図書館行事、図書委員会指導、各種統計、参考図書リスト・パスファインダーなどの作成、公共図書館との連携、図書館掃除監督】など、広義にはすべて教育活動に入ります。いずれも、図書館を利用する生徒や図書委員に直接かわる仕事が大きなウエイトを占め、また教諭の教育活動に直接寄与するものです。

そもそも、学校図書館は「教育課程の展開に寄与する。児童生徒の健全な教養を育成」する施設です。そこで働く専門職＝学校司書は教育職の位置づけがふさわしいと考えます。

### ② 「公立図書館との人事交流があることから、行政職がよいのでは？」

現状ではいくつかの府県で、行政職採用の学校司書と公立図書館の司書の人事交流がおこなわれています。こうした人事交流の是非は別の問題ですのでここでは触れませんが、当人の希望で人事異動がおこなわれたとして、勤務する場にに応じた任用替えを当局がおこなえばよいことです。現に教諭も、指導主事などの教育行政、また体育館など社会教育の場に転出になった場合は任用替えされています。

### ③ 「教育職になると部活動顧問など仕事が増えるのでは？」

部活動顧問やその他校務の分担は、各職場の民主的な話し合いで分担するのが原則です。現状でも、教育職学校司書も行政職学校司書も前述の原則によって部活動顧問や校務を分担しています。今後も大きく変わることはないでしょう。

### ④ 「教育職となると授業を担当しなければならないのでしょうか？」

学校司書はあくまで図書館の専任・専門職員です。現状でも、各教科の授業が図書館で実施される際には、利用ガイダンスや資料検索の指導、レファレンスなどで学校司書も共同してとりこんでいます。また、読書の時間や朝読書など、教室に出掛けてブックトークや絵本の読み聞かせなどをすることもあります。このように教諭と共同で授業をつくることはありますが、単独で時間割に組み込まれた授業を担当することはありません。

### ⑤ 「教育職2級格づけは困難では？」

約30年前に法制局が、二職をともに教育職2級に位置づけることは理論上無理だという見解を示したことは承知しています。しかし、現行法司書教諭は「職制」ではありませんし、そもそも過去の法制化理論が合理的であるかどうかは検証が必要です。この部分は、法制化の段階で論議を深める必要があります。

また、学校司書の職が2級にあたらないという見解を示した県教委があるようですが、学校図書館に対する認識が十分でなかった可能性があります。

そもそも1級は、講師など臨時雇用の教員に用いる給与表です。私たちが法制化をめざしているのは、専任・専門・正規の学校司書です。2級がふさわしいと判断します。

### 3. 「二職種」への危惧

#### ① 「『二職種』でうまくいくのでしょうか？」

「二職種」にはあたらないと考えます。現行法司書教諭は教諭に充てる、校務分掌の1つです。このことは文部科学省が2003年の司書教諭発令に際して、各道府県教育委員会あての通知に「学校教育法施行規則に『教務主任および学年主任は、教諭をもって、これに充てる』と同様であり、司書教諭は、教諭が担当する校務分掌の1つとして発令されることとなります。」としています。また、実態を見ると、高校では発令はされても図書部に属さず、学校図書館の職務にほとんどかかわらない司書教諭が多数います。この状況は校務分掌の1つですらありません。この事態をもって、「二職種併置」とは言えません。今後の問題は事態の推移を見つつ検討していくとして、現状ではこの心配は無用です。

#### ② 「現行法司書教諭との職務の違いを明確にする必要がある」（意見）

前述のとおり現行法司書教諭は校務分掌の1つです。現状で、司書教諭がきちんと図書部に配置されれば、図書部の一員として分掌の仕事を担当することになります。

将来的には、例えば、司書教諭は「図書館の利用指導、読書指導、情報リテラシー指導などを学校の年間教育計画の中に位置づける。その企画、立案の中心になる」などが考えられます。これは今後の研究課題です。

また、司書教諭と学校司書の職務の違いは次のように整理できます。

司書教諭は、教科や特別活動の指導を担う立場から、学校図書館および図書館資料を活用した実践を推進します。また、校内でそれら図書館教育の理論を啓蒙し、実践を広めていきます。

学校司書は、学校図書館の運営をつかさどる立場から、司書教諭はじめ教諭の教育活動が円滑かつ効果的に展開されるよう、学校図書館における【資料収集・組織化、利用指導・レファレンス・読書相談・展示・広報】などの職務を担い、共同して教育効果を高めます。

#### ③ 「現行学校図書館法を変えて1職種に統合する」（意見）

ア. 5条「司書教諭を置かなければならない。」→「学校司書を置かなければならない」とする。

イ. 5条2「教諭をもって充てる」→削除する。

いずれも従来の「専任司書教諭」制度案に近いものであり、内容は検討に値すると考えます。しかし法制化をすすめるにあたり、関係する他団体の共通理解が得られるかどうか、運動面での困難が予測されます。当面は「学校司書」制度の法制化を第1として運動をすすめます。

#### 4. 運動をすすめるにあたって

##### ① 「全国SLA、日教組などとの一致点をどう広げるかが課題である」(意見)

まずは、他組織、全国SLAなどの研究団体と意見交流をする必要があると考えています。専任・専門・正規の学校司書の法制化に向けて一致できる点で一緒に前にすすむ、今、それが必要な時期です。困難も予想されますが、組織内討議によって日高教の考えを固めつつ、他との共同を探り、運動の推進を図ります。

##### ② 「PTAや一般市民に理解してもらう必要性がある」(意見)

「読書のつどい」や「全国学校図書館職員学習交流集会」への参加を広く呼びかけて、学校図書館の現状や課題を知ってもらうよう努めましょう。

また、今年度もとりくみを始めている署名活動を通じて、職場の教職員をはじめ、PTA、市民に広く理解を広めるようにしましょう。

この部分では、組合員一人ひとりが日常の仕事を通して、生徒、保護者、教職員、地域の人々に学校図書館の活動や課題をアピールしていきましょう。それが理解を広めるうえでの基盤となり、最も大きな力となります。各職場で一人ひとりの学校司書が意識的にとりくむとともに、道府県単位でもPR活動をしていきましょう。

##### ③ 「司書の仕事を、従来のように本の専門家としてだけでなく、より広くメディアの専門家としてとらえ直さないと一般の理解・賛同が得られない」(意見)

学校司書の職務内容については役員会でも研究課題としています。今年6月の図書館法の改定にともない、複数の研究者が大学の司書養成課程でのカリキュラム見直しを提言しています。これら研究者の提言や、司書養成課程のカリキュラム改編など見ながら、私たちの職務内容を見直していく必要があります。また、現状からも、新たな分野【電子メディア、デジタル資料、情報サービス、情報リテラシー教育など】に対応できるよう、研修研鑽は必要です。これらを包括して、職務内容の研究をおこなう予定です。